

# 金融商品の時価に関する開示項目、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る11月16日、企業会計基準委員会は第137回金融商品専門委員会を開催した。

第396回の親委員会(2018年12月1日号(No.1530)情報フラッシュ参照)に引き続き、公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について検討された。主な検討事項は次のとおり。

## 第三者提供価格の取扱い

特定のデリバティブ取引に関して、一定の要件を満たした場合に、第三者から提供された価格を時価とみなすことができるとする別途の取扱いを、一般事業会社に認める提案が、事務局からされている。

専門委員会からは、「一般事業会社と金融機関を区分するのは、IFRS13号『公正価値測定』とは異なり、国際的整合性が取れないのでは」などと、反対意見が多く聞かれた。

事務局からは「区分してもしなくても、あまり結果が変わらないのではないかと考えている。コストベネフィットを考慮した提案。区分すべきか公開草案で問うてはどうか」との回答があった。

## 適用対象企業

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の適用対象企業について、事務局から金融機関と一般事業会社とを区分しないこととする案が示されている。

専門委員会からは意見は聞かれず、事務局からは、提案どおり進める旨が示された。

## 金融商品の時価に関する開示項目

期首残高から期末残高への調整表における購入、売却、発行

## 会計

# IASB、営業損益の表示を提案

ASBJ、ASAF対応専門委

去る11月14日、企業会計基準委員会は第77回ASAF対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## DP「資本の特徴を有する金融商品」

6月に公表されたDP「資本の特徴を有する金融商品」のコメント期限が1月7日と迫っており、コメントを提出するにあたってのDPの質問項目への対応について審議した。

および決済額に関する情報については、事務局から次のような開示を求める考え方が示されている。

- ① 純額での開示
- ② 増加要因と減少要因の別での開示
- ③ 購入、売却、発行および決済額の別での開示

事務局からは②による提案がされているが、専門委員会からは「購入や売却などに分ける手間があまり大きくないのでは。③に賛成」、「①で再検討してほしい」と意見が分かれた。

事務局からは、引き続き検討する旨が示された。

業務表利用者の評価との関係が明確でない。  
DPは、区分表示された金融負債については評価差額のOCIをリサイクリングしないとされているが、この提案の理由が概念フレームワークのOCIを将来時点においてリサイクリングしない理由の例と整合しない。

委員から「事務局の考えでは、受け入れ可能かどうかの線引きが不明瞭」との意見が出された。

## 基本財務諸表

(1) 財務業績の計算書における新たな小計の表記

IASBスタッフの提案は次のとおりである。

・「連結企業から生じる事業利益」は、「営業損益」と表記する。

・「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」は、「営業損益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益」と表記する。

・「財務収益／費用及び法人所得税前利益」は、「財務及び法人所得税前利益」と表記する。  
・「財務及び法人所得税前利益」の表記として、EBITという用語使用を禁止する。

この提案に関して、ASBJ事務局は次のような考えを示した。

小計の表記よりも先にどのような考え、目的に基づき財務業績の計算書の構成を決定すべきかをDPにおいて議論すべき。

財務業績の計算書の目的を明らかにしないまま進められており、比較可能性の向上を重視するあまり、過度に画一的で、業績を忠実に表現する際の妨げとなる可能性がある。

## (2) EBITDA

11月のボード会議では、利息・税金・償却前利益の取扱いについて議論が行われる予定である。IASBスタッフの提案は次の4点である。

① EBITDAを財務業績の計算書に表示したり、注記で開示することを要求しない。

② MPM(経営者業績指標)とみなされない指標のリストにEBITDAを追加しない。

③ 特定のMPMの調整項目について、税金および非支配持分の影響を開示するという要求事項を免除することはない。  
④ EBITDAという表現は、当該表現がその指標を忠実に表現する場合にのみ、その指標を表記するために使用するこ

とができる。

これらの提案について、ASBJ事務局は①および②を支持する一方、③および④については次のような考えを示した。

③を支持できない。税引き前の数値であることに意義がある

ものも存在するからだ。  
④を支持できない。IASBはあえてEBITDAについてこのような定めを設ける必要はなく、財務諸表において提供される情報が目的適合性および忠実な表現を備えていなければならないことを周知すれば十分であるからだ。

会計

# IASB、IFRS17号の発効日の1年延期を提案

ASBJ、保険契約専門委

去る11月15日、企業会計基準委員会は第29回保険契約専門委員会を開催した。

10月のボード会議の動向

(1) IFRS17号の考え得る修正を評価するための基準

IASBは、IFRS17号の何らかの修正を提案する際に、修正の必要性の立証に加えて、スタッフの提案が次の2つの要件を満たす必要があることを暫定決定した。

① 修正により、IFRS17号で財務諸表利用者へ提供されるはずの情報と比較して、有用な情報の大幅な喪失が生じないよう、次の3点を避けること  
・IFRS17号を適用する企業の財務諸表における情報の目的適合性および忠実な表現を

低下させること  
・比較可能性の低下やIFRSにおける内部的な不整合を生じさせること

・財務諸表利用者にとっての複雑性を増大させ、それにより理解可能性を低下させること

② 修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、当基準の発効日を過度に遅延させるリスクを生じたりしないこと

全員がこの決定に賛成した。

IASB議長が「次の金融危機が起きるまでにIFRS17号を導入したい。修正には高いハードルを設けるべき」と総括した旨が報告された。

(2) 利害関係者から提起された主要な懸念および適用上の課題  
課題として挙げられた25項目

今回は、ヲタ系の話。アイドルヲタではなくプログラミングヲタだ。Botという言葉を聞いたことがあるだろうか？ ロボットの略なのだが、今取り上げるのは、ビットコインなどの暗号通貨を自動売買するBotのこと、いわゆるコンピュータでマーケットの変化に応じて発注する「電子取引」である。今、暗号通貨取引の世界で、「自前のBotを走らせる(運用する)」のが静かなブームだと、筆者は勝手に思っている。

ある。プログラミングヲタ以外にはAPIとは何のことかわからないだろうから、説明しよう。APIとは、「アプリケーション・プログラム・インターフェイス」の略で、これをわかりやすく表現すると、「ここにアクセスすれば、こういう形式のデータを引き出せば相手が理解してくれる」という受信・送信のデータ仕様のことである。

この仕様がわかれば、コン



行しているわけだ。ちなみに、取引所がAPIを公開して電子取引を積極的に受け入れる理由は、発注が増えて流動性が向上するメリットがあるからだ。とはいっても、株式市場ほどには電子取引比率は高まらないだろうから、あくまでもヲタ世界の流行にとどまるだろう。

また、Bot以外に、静かなブームになるのではと個人的に期待する競技を2つ紹介しておく。

《チェスボクシング》チェスとボクシングを1ラウンドごと交互に、11ラウンドまで行う競技。酸欠状態の脳でチェスをしなければならぬので、常人にはできない。「将棋ボクシング」として、村田諒太前世界ミドル級王者と藤井聡太七段の対決をみたことは思わないだろうか……ウエイトが合わないか？

ピューターを使って、取引所からリアルタイムの価格情報を取り、発注・約定確認ができるのである。ほとんどの暗号通貨取引所がAPIを公開している。さらに、自分でプログラムを書くことができない人のために、Bot用プログラムが販売されている。こういう恵まれた環境のおかげで、簡単に自前のBotを走らせることができるようになったら、ヲタの間で暗号通貨取引Botが流

(注) オタク・マニアのこと

(三田 哉)

のうち、日本の保険会社にとって影響が大きいと予想される次の5つの項目について、ASBJ事務局から説明があった。

- ・ 保険契約の集約レベル
- ・ 一般モデルのカバー単位
- ・ 基礎となる契約が不利な契約である場合の当初認識
- ・ 資産グループと負債グループの区分表示
- ・ 未収保険料

#### 11月のボード会議の動向

11月のIASBボード会議では、「IFRS17号の修正を検討することが発行日に与える影響」について議論された。論点は次の2点である。

- ① IFRS17号の強制発行日を1年延期すべきか
- ② 仮にIFRS17号の強制発行日を延期する場合、すべての企業が2022年1月1日以降に開始する事業年度にIFRS9号を適用することになるように、IFRS4号におけるIFRS9号の一時的免除の確定された満了日を修正すべきか

①は全員が賛成し、②は1名を除いて賛成した。これを受けて、14日に①、②の提案を公表した。

#### 国際会計

## 金融商品の信用損失に関するASU、公表—FASB

去る11月15日、FASBは会計基準アップデート(ASU)2018—19「金融商品—信用損失(トピック326)の基準の改善」(以下、「本ASU」という)を公表した。

FASBは、基準の改善または意図していない適用の修正のための継続プロジェクトを有している。FASBは2016年6月に発行したASU2016—13「金融商品—信用損失(トピック326)」は、金融資産の減損について、従来の「発生損失モデル(incurring loss model)」から「予想信用損失モデル(expected credit loss model)(金融資産の減損は償却原価を基礎に測定される)」に変更している。

FASBは、関係者の要望により、ASU2016—13を改訂する本ASUを発行した。

#### 非公開企業の適用日延長

本ASUは、非公開企業にASU2016—13の適用のための時間的な余裕を与えるために、非公開企業の適用日を2020年12月16日以降開始年度から2021年12月16日以降開始年度に変更している。

#### 国際会計

## 金融商品の基準に関するASU案、公表—FASB

去る11月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「基準の改善—金融商品」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

FASBは、基準の改善または意図していない適用の修正のための継続するプロジェクトを有している。このプロジェクトで対応する項目については、一般的に現行の会計慣行に重要な影響を与えない。

#### 改訂に関連するプロジェクト

本公開草案は、ASU2016—01「金融商品—全体(サブ・トピック825—10)—金融資産と金融負債の認識と測定」(2017年12月16日以降開始年度から適用)、ASU

測定(サブ・トピック326—20)の範囲ではないこと」とオペレーティング・リースから生じる債権の減損は「リース—貸手(サブ・トピック842—30)」に従って会計処理されること」を明確にした。

#### 適用関係

適用日(公開事業企業は2019年12月16日以降開始年度)と移行措置はASU2016—13と同じである。

その他の構成要素と別個に測定することを認める。

- ・ 未収利息残高と関連する信用損失の引当を、関連する金融資産とリースの純投資と別個に表示する会計方針を選択することを認める。
- ・ 以前に測定した貸付金または債券の信用損失または評価性の引当金を戻し、貸付金または債券を新しい分類に組み替え、新しい分類に従って適切な測定ガイダンスを適用することを要求する。
- ・ 直近の信用の決定がされた期間に対応する年度における各々の信用の質の指標の範囲で、定期貸付金に転換した、信用限度契約(line-of-credit arrangements)の償却原価ベースを示すことを要求する。

#### 適用関係等

コメント期限は2018年12月19日である。

公開草案が対象としている3つのASUを未適用の企業の適用日は、当初の3つのASUと同じである。

また、すでに適用した企業の公開草案の適用日は、ASU2017—12については、最終のASUの公表日後の最初の四半期の開始日と年度の開始日、いずれか早いほうで、他の2つのASUについては、未定である。

・ 未収利息残高の信用損失の引当を、関連する金融資産とリースの純投資の償却原価ベース

明確化を含んでいるが、明確化以外の主要な新しい要求または容認は次のとおりである。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年11月15日	金融庁告示第52号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IAS19号「従業員給付」と「財務報告に関する概念フレームワーク」を指定国際会計基準とし、「のれんの会計処理」および「その他の包括利益の会計処理」を修正国際基準とするもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181115.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181115.html</a>	—
2018年11月21日	仮想通貨に関する税務上の取扱い(FAQ)	国税庁	仮想通貨に関する税務上の取扱いについて、法人税、所得税、源泉所得税、消費税、相続税・贈与税などの税目ごとに寄せられた一般的な質問等をまとめたもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq.pdf">http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq.pdf</a>	—

金融

## OECDの経済見通しと日銀の政策転換

経済協力開発機構(OECD)

は11月21日、世界経済見通しを発表し、2019年の国内総生産(GDP)の実質成長率を3.5%とした。これは9月時点の見通しから0.2ポイントの引下げとなる。また2018年との比較でも、0.2ポイント引下げとなった。

G20の国別で見ると、カナダとイギリス以外の主要国ですべて9月時点より下方修正となり、2018年と2019年の比較では、トルコが3.7ポイント減、中国が0.3ポイント減、アメリカが0.2ポイント減の順にマイナス幅が大きくなっていく。

GDPの世界的な割合が大きいがアメリカと中国の景気減速が、世界経済の成長の足かせとなっていることになり、OECDも今回の報告でこの点を警告している。報告では、この景気減速の理由として米中を中心に貿易摩擦の拡大がみられる点を挙げ、最悪のシナリオでは、2021年にかけてGDP成長率の低下を、米国は1.1ポイント、中国は1.3ポイント、世界全体では0.8ポイントと

している。

このように貿易摩擦のリスクを強調した内容になっている一方で、ペースは緩めながらも賃金や物価の上昇は続くともみている。むしろ、インフレの急激な昂進リスクがあり、背景には原油価格の高止まりや貿易摩擦による関税による輸入物価の上昇があるとしている。したがって、仮にこのOECDの分析のまま世界経済が推移すれば、いずれは不況下のインフレといった状況

が露呈するというショッキングな事件が発生した。経営者の行動はコンプライアンス(法・ルールに従った経営)に背くもので、企業評価を大きくおとしめるものだ。今回の事件を契機に投資家がコンプライアンスに問題がありそうな企業への投資に慎重になることは確かだろう。見方を変えれば、これは企業経営の浄化を促すものであるから歓迎すべき事態といえそうである。

株式市場が注目してきた9月

況も想定しなければならなくなる。

その場合、物価さえ押し上げれば経済は好循環の過程に入ると主張するリフレ派にとっては最悪の事態になる。2%の物価上昇にこだわる意味が一瞬にして消える。

実際に黒田日銀総裁も、「現在はデフレではない」、「かつてとは経済・物価情勢が変わっている」という趣旨の発言をしている。それでも2%の物価上昇目標の堅持は変えないため、現状分析とは矛盾した政策を取っていることになる。OECDの分析からみても、日銀の政策転換が望まれる現状だ。

決算終了直後に7-9月期のGDPは2四半期ぶりにマイナスとなったが、株式市場にさしたるインパクトはなかった。マイナスは異常気象・自然災害によるところが多く、一過性のものという理解が広がっていたためだろう。人手不足に変化はなく、所得増、消費増、設備投資増という好循環(うねり)はごく緩やかには働いているとみられる。

一方、消費者物価の上昇率は1%が精一杯で、日本銀行が目指す2%はなお遠い。このため、このところ金融超緩和(異次元緩和)政策の限界、副作用の懸念が話題に上るようになった。

現段階の副作用の筆頭は地方銀行の経営難である。これが万一、金融システムを揺るがすようになれば、一大事である。

日本経済の動向を踏まえると、株価ははつきり上昇とまではいなくても、一応安定的な推移は期待できると思われる。それを大きく揺るがす事態は、海外経済、海外株式の異変によってもたらされることになる。

## 中間決算後の日本株価の動向

証券

日産自動車のトップの不祥事が露呈するというショッキングな事件が発生した。経営者の行動はコンプライアンス(法・ルールに従った経営)に背くもので、企業評価を大きくおとしめるものだ。今回の事件を契機に投資家がコンプライアンスに問題がありそうな企業への投資に慎重になることは確かだろう。見方を変えれば、これは企業経営の浄化を促すものであるから歓迎すべき事態といえそうである。

株式市場が注目してきた9月